法律洋書輸入販売専門店の存在意義について

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

抵触法 (国際私法) の研究者として1990年代後半に大学で勤務するようになって以来、DH國際書房を始めとする法律洋書輸入販売専門店には大変お世話になって来た。当時は入手出来る情報に大きな制約があったため、これらの専門店の存在は貴重であり、海外の議論状況を把握すべく、毎回送られて来るカタログを丁寧にチェックしては、予算の許す範囲で新刊を注文したものである。それが、2000年代半ば頃には状況が大きく変わってしまった。

その主な原因は、言うまでもなくインターネットである。現在では、Amazon等のショッピングサイトで直接洋書を購入することが出来る上に、外国の出版社からの新刊案内が直接メールで送られて来る。そこで、専門店を通じて本を注文したり新刊情報を入手したりする必要は最早特にない。このような状況において、法律洋書輸入販売専門店の存在意義はまだあるのだろうか。最早ない、というのがこれまでの筆者の考えであった。

けれども、その後さらに状況が変わって行くに従って、筆者は最近考えを改め、現在でも少くとも一部の専門店は、筆者にとっては存在意義があると思うようになった。その理由は営業の方々の存在である。年を重ねる毎に、一方では大学行政や授業負担の増加等により研究のための持ち時間は減少し、他方では研究分野の拡大と共に収集せねばならない文献の幅も広がった。このように、幅広く文献を収集したいのにそれが出来ないもどかしい状況において、営業の方々は筆者を大いに助けて下さるのである。彼等(筆者の大学を担当する方は何れも男性だが、女性の場合もあるだろう)は、定期的に研究室を訪問して下さり、筆者の無愛想な応対にもめげず、今後の研究テーマについて確認して下さった上で、しばしばテーマ毎・国毎に関連文献を速やかに作成して、メールで送って下さる。筆者の直接の専門である「国際私法・国際民事手続法」の他、「比較法」「グローバル化」「国際租税法」「国際知的財産法」「国際金融取引」「国際的リテール決済」「文化財保護」「スポーツ仲裁」「再保険」等、彼等が作成して下さった文献リストは実に多く、とりわけ新たな授業や研究を開始する際に基本文献を入手する上で、これまで大変役立って来た。

勿論、指導する大学院生をRA(リサーチ・アシスタント)として雇用し、文献リストの作成を依頼すれば良いではないかという声もあろう。けれども、法科大学院設立以降研究者を志望する大学院生が激減した現状で、RAのための院生が手元にいる教員はそれ程多くはないだろう。それに、院生の調査能力がどの程度のものかという問題もある。加えて、近時は規定年数内に院生に博士号を付与して卒業させることに対する要請も高まり、必要以上に彼等に負担をかける訳にも行かない。我々教員だけではなく、院生も忙しいのである(そうは言っても、大学院生達にもRA・TA[ティーチング・アシスタント]をお願いし色々お世話になっている筆者ではあるが)。

筆者が所属する大学は、今年度に入って新たな財務会計システムを導入し、図書の発注の仕方が大幅に変更された。恐れおののく筆者に対し、営業の方々は全面的なサポートを約束し、筆者を励まして下さっている。このように、彼等は筆者の研究支援者として、今やなくてはならない存在となっているのである(常日頃お世話になっているDH國際書房の御担当の方への感謝と共に記す)。